

# 川崎市消防吏員防火衣等に関する規程

平成13年3月30日

消防局訓令第6号

【最終改正 平成23年3月18日消防局訓令第5号】

(趣旨)

第1条 この規程は、川崎市消防吏員服制等に関する規則（昭和58年川崎市規則第48号。以下「規則」という。）第2条第2項及び第10条の規定に基づき、防火衣及び防火帽（以下「防火衣等」という。）に係る制式並びに着用基準を定めるとともに、管理に関する必要な事項を定めるものとする。

(制式)

第2条 規則第2条第2項に規定する服製の制式のうち防火衣等に関する制式は、別表のとおりとする。

(着用基準)

第3条 消防吏員が警防活動に従事するときは、別に定める場合を除き、防火衣等を着用しなければならない。

(運用)

第4条 防火衣等の運用に関し必要な事項は、消防局長が別に定める。

(委任)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月12日消防局訓令第2号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月18日消防局訓令第5号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

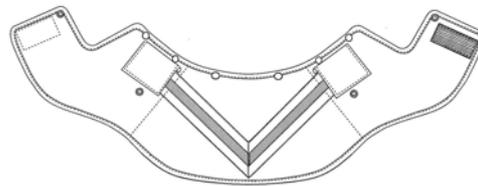
防 火 帽	保 安 帽	色及び 地質	銀色の強化合成樹脂とする。			
		制 式	かぶと型とし、内部に頭部の震動を防ぐ装置及び顔面保護板を取り付ける。			
			A	前 面	側 面	裏 面
B	前 面	側 面	裏 面	額面保護板		
		き 章	金色金属製消防章とする。			
						

周章 帽のまわりに1条ないし3条の赤色反射線を巻くものとする。

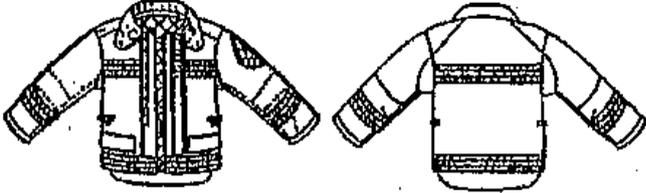
階級	寸法	周章
消防司監	8mm 3mm 10mm 3mm 15mm	
消防正監	8mm 8mm 3mm 15mm	
消防監	8mm 3mm 8mm 8mm	
消防司令長	8mm 3mm 4mm 8mm	
消防副司令	8mm 4mm 8mm	
消防司令補	4mm 4mm 8mm	
消防士長	4mm 4mm 4mm	
消防副士長	2mm 4mm 4mm	
消防士	4mm	

し 色及び 紺色又はオレンジ色の耐熱性防水布とする。  
こ 地質  
ろ

制 式 取り付け金具により保安帽に付着させるものとし、  
前面は、両眼で視認できる部分を除き閉じることが  
できるものとする。



防 上 色及び 防火帽のしころと同様とする。  
火 衣 地質  
衣

	<p>制 式</p>	<p>折り襟、セミラグランそでの半コートとし、左右にふた付きポケットを付ける。</p> <p style="text-align: center;">前 面                      後 面</p> 
<p>ズ ボ ン</p>	<p>色及び 地質</p>	<p>防火帽のしころと同様とする。</p>
	<p>制 式</p>	<p>サスペンダー付きの長ズボンとし、両もも左右に各1個ふた付きポケットを付ける。</p> <p style="text-align: center;">前 面                      後 面</p> 